



2020年10月2日

岩倉市議会議長 梅村 均 様

(請願団体)

愛知自立本キヤバン実行委員会
代表者 森田 元夫
名古屋市熱田区沢下町7
安健会館3階301号

(紹介議員)

木村冬樹
木村冬樹子

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願書

【趣旨】

新型コロナウイルスの感染拡大は、世界中の経済が同時にストップするなど、グローバル経済が生み出した諸矛盾を浮き彫りにし、また公共への支出を縮小してきた新自由主義的改革は、医療崩壊による悲劇の拡大に加えて、経済崩壊は貧困層を一層悲惨な状況に追いやっています。日本でも、国民生活、医療・介護の危機を招き、社会保障・公衆衛生の脆弱さが明らかになり、改善は喫緊の課題となっています。

いま世界的に社会・政治の在り方が問いかれており、日本もその例外ではありません。コロナ危機を乗り越えた後の日本の展望は、社会保障を拡充し「格差と貧困」を克服する社会に向かうことが望まれます。

安倍前政権のもとで社会保障予算は2013年度以降の7年間で4.3兆円もの削減を強いられてきましたが、2020年以降もさらなる負担増や給付削減の計画が進められようとしています。医療では「75歳以上の窓口負担の原則2割化」や「かかりつけ医以外への受診時定額負担の導入」などの患者負担増、介護では「要介護1・2の生活援助サービスの保険外し」「ケアプラン作成の有料化」などは、今年度は国民の反対によって強行できませんでしたが、2021年度以降進められようとしています。

コロナ禍を教訓にするならば、これまでの社会保障制度の縮小・予算削減ではなく、いのちと健康を優先して守る政策への転換こそが求められます。

私たちは、41年を迎えるキャラバン要請行動の中で、住民のくらしを守り改善する要求を掲げ、市町村に要請し、多くの要望を実現していただきました。また、地域住民の命とくらしを守る自治体の役割發揮をお願いしながら、地域住民の実情や要望を踏まえ、国の制度政策について改善を求めてまいりました。

ひきつづき住民の命とくらしを守るために、以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

【請願項目】

【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険料・利用料について

①介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。

- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の保険料減免制度を、傷病を限定しない恒常的な制度としてください。
- ③介護保険料の減免制度を拡充してください。
- ④介護利用料の低所得者への減免制度を拡充してください。

(2) 基盤整備について

- ①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

(3) 総合事業について

- ①自治体の一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費の確保に努めてください。

(4) 高齢者福祉施策の充実について

- ①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を拡充してください。
- ②多くの高齢者が参加できるように、自治体の責任で介護予防事業を充実・拡充してください。
- ③中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施してください。

(5) 介護人材確保について

- ①介護職場の人員不足解消の為、介護人材を抜本的に増やしてください。
- ②介護職員の処遇改善のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。
- ③利用者にとって危険を招きかねない1人夜勤を自治体の責任で禁止し、8時間以上の長時間労働を是正してください。

2. 国保の改善について

- ①保険税の引き上げを行わず、払える保険税に引き下げてください。そのために、一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。
- ②18歳までの子どもは、子育て支援の観点から均等割の対象とせず、当面、一般会計による減免制度を実施してください。
- ③新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の保険料減免制度を、傷病を限定しない恒常的な制度としてください。
- ④新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の対象に事業主を加えてください。また、新型コロナウイルス感染症以外の傷病についても、傷病手当金の対象としてください。
- ⑤資格証明書の発行は止めてください。保険税を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。
- ⑥保険税を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。
- ⑦一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

3. 生活保護について

- ①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援(仕事探し)を口実にする」「親族の扶養について問い合わせる」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。
- ②新型コロナ禍においての生活保護受給手続きについて、申請書を誰もが見えるところに置き手続きしやすくし、申請は、速やかに受理し基本的な生活を確保してください。他自治体への行政怠りまわしは起こらないようにしてください。
- ③エアコンを全ての生活保護世帯に設置してください。夏期手当を出してください。

- ④ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実してください。

4. 福祉医療制度について

- ①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。
②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。
③後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。
④妊娠婦医療費助成制度を創設してください。

5. 子育て支援について

- (1)市町村で子どもの貧困対策計画を策定して推進してください。
①ひとり親世帯等に対する貧困対策支援計画(子ども子育て支援総合計画によるものを含む)を策定してください。
②NPO やボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。
③子ども子育て支援の産前・産後の家事や育児支援の利用期間は、妊娠中から出産後 1 年までの期間とし、対象者は、母親だけでなく家族が誰でも利用できるようにしてください。
- (2)就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。
- (3)子どもの給食費の無償化を実現してください。
①小中学校の給食費を無償にしてください。事情により支払いができない場合、当面「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。
②就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。少なくとも、国による免除対象範囲を上回る減免・補助制度を実施・拡充してください。
- (4)子どもと職員のいのちと健康を守るために保育施設の抜本的な対策を講じてください。待機児童を解消しすべての子どもが等しく安全で質の高い幼児教育・保育を受けることができるよう、自治体の責任で施策を実施・拡充してください。
①基準ぎりぎりの「詰め込み」はやめてください。配置と面積にかかる基準を自治体独自に上乗せ・拡充し、加配保育士を増やしてください。
②認可保育所の整備・増設を行ってください。認可外保育施設等については、認可保育所と同等の基準を満たすことができるよう支援してください。
③保育士資格の有資格者を確保するための具体的な施策を実施してください。
④公立施設は廃止・民営化・統廃合せず、維持・拡充してください。公私間格差を是正してください。

6. 障害者・児施策について

- ①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」として、入所支援施設、行動障害や重度心身障害対応のグループホーム、休日にも対応できる通所施設、短期入所施設、居宅介護、相談支援などを併設する小規模多機能施設を設置してください。
②在宅の生活を送る障害者の居宅介護や重度訪問介護の支給時間は、必要とする時間を支給してください。
③移動支援(地域生活支援事業)を、通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も支給対象にしてください。
④居宅介護(ホームヘルプ)利用者の入院時および入院中のヘルパー利用を支援区分にかかわらず認めてください。
⑤障害者や障害児に加え、障害認定のない乳幼児の福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。

- ⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。
- ⑦障害者が生活するグループホームや施設の夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価のさらなる改善を、国に要望し、自治体でも補助してください。
- ⑧安定的な経営・人材確保・支援の質が担保されるように障害福祉の基本報酬を月額払いにするよう国に要請し、自治体でも補助してください。
- ⑨地域生活支援事業の報酬単価を引き上げてください。

7. 予防接種について

- ①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、帯状疱疹ワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種に助成制度を設けてください。
- ②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を引き下げてください。市町村が実施する任意予防接種事業を再開・継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

8. 健診・検診について

- ①産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。
- ②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。
- ③保健所や保健センターの保健師等スタッフを増員してください。歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

【2】国および愛知県に以下の趣旨の意見書を提出してください。

1. 国に対する意見書

- ①75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、これ以上の患者窓口負担増の計画を中止してください。
- ②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。病気や出産のときに安心して休めるよう傷病手当、出産手当を創設してください。
- ③マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を先延ばししないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。
- ④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。
- ⑤18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。
- ⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」が選択できるよう、グループホームや入所機能を備えた地域生活拠点を国の責任で整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。
- ⑦新型コロナウイルス感染症にかかる医療・介護・福祉・保育等への支援を強化してください。

2. 愛知県に対する意見書

(1) 福祉医療制度について

- ①子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。
- ②精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、手帳1・2級を所持しない自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。
- ③後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

(2) 市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。

(3) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う支援について

- ①新型コロナウイルス感染症患者を受け入れたすべての医療機関に、通常収益の減少分、および PCR 検査の実施、発熱外来の開設、医師・看護師等の確保、危険手当等を支援してください。
- ②すべての医療機関に、新型コロナウイルス感染症に伴って受診抑制などで生じた通常収益の減少分、および感染対策への費用の増加分に対して支援を強めてください。
- ③すべての介護事業所や社会福祉施設が、事業を継続し雇用を確保するために減収分を補填してください。また、感染予防等に係る費用の増大分を支援してください。
- ④地域医療構想に基づく、公立・公的病院の病床の削減をせず、感染症病床を増床し確保してください。

以上

国への意見書①

75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、 これ以上の患者窓口負担増の計画中止を求める意見書(案)

政府の「全世代型社会保障検討会議」の第2次中間報告(2020年6月25日)では、75歳以上の窓口負担の2割化や紹介状なし受診時定額負担など、患者窓口負担増計画は、2020年末の最終報告でとりまとめるとし、7月に閣議決定した骨太の方針2020でも骨太方針2018や2019の内容に沿って計画を具体化する姿勢を示している。

しかし、高齢者には、複数・長期・重度といった病気の特徴がある。このため、75歳以上の高齢者の自己負担額は、窓口負担が原則1割の現在でも、社会保障審議会医療保険部会資料によると、75歳以上高齢者は75歳未満と比べて、受診率は、外来で2.4倍、入院で6.2倍であり、医療費も外来で3.5倍、入院で6.6倍など、3割負担の現役世代より重い実態がある。

これ以上の窓口負担割合引き上げや患者窓口負担増は、受診抑制や保険料未払いの増加を招きかねない。

このため、国においては、75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、これ以上の医療費患者負担増の計画を中止するよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣 宛

国への意見書②

国民健康保険の国庫負担抜本的引き上げや 出産手当・傷病手当の予算措置を行うことを求める意見書(案)

2018年4月からの国民健康保険制度改革の目的は、同制度の基盤安定化を図ることにある。そのために国は保険者支援制度など財政支援や、新たな基金造成に加えて、制度移行の保険料(税)の激変緩和措置の活用を市町村に求めている。しかし、他方では市町村が行う決算補填等を目的とした一般会計法定外繰入の削減・解消を求めている。

このような改革は、結果的に市町村や被保険者に新たな負担増を招きかねず、制度改革の趣旨を損ねることになる。市町村の自主性を堅持するためにも、国の財政支援は重要である。

医療費に占める国庫補助金の割合は、1982年には50%あったが、2020年度は37%となつており、国民健康保険制度の安定化のためには国庫負担の抜本的増額は不可欠である。

また、国民健康保険法では、「保険者は(中略)傷病手当金の支給その他保険給付を行うことができる」(第58条2項)としており、保険者に委任される任意給付となっている。傷病手当支給制度は、新型コロナウイルス感染症対策として、2020年に国民健康保険での制度が作られた。しかし、多くの市町村では事業主は対象外であることや新型コロナウイルス感染症以外の傷病については対象となっていないことなど、恒常的な制度とすることが求められる。

非正規労働者や女性労働者が増えるもとで、国保に傷病手当・出産手当の予算措置を講じることは、「病気や出産の時に安心して休みたい」と加入者にとって切実な要求となっている。

以上のことから、国において次の事項の改善を求める。

1. 国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、市町村が保険料(税)を引き上げることのないよう、十分な保険者支援を行うこと。
2. 国民健康保険に出産手当金を給付できるよう予算措置を行うこと。
3. 国民健康保険の傷病手当金に事業主を加え、対象傷病を新型コロナ感染症に限定しない恒常的な制度とするよう予算措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣 宛

国への意見書③

年金引き下げの中止、安心できる年金制度を求める意見書(案)

公的年金制度は、高齢者が安心して暮らすための拠り所となっている。しかし基礎年金は満額でも約6万5千円、「健康で文化的な生活」にはほど遠いに、マクロ経済スライドとキャリーオーバー制度の実施により、年金額の引き下げが繰り返されている。

多くの高齢者は、少ない受給額を補うために生活を切り詰め、少ない貯金を取り崩して生活せざるを得ない状況に置かれている。

さらに2021年度からは、物価と賃金のどちらか低いほうの変動率に合わせて年金額を改定する「新改定ルール」の実施が予定されており、新型コロナ禍の深刻な経済状況のもとで、年金の大額な引き下げが危惧されている。

これ以上の年金引き下げは、高齢者の生存権を脅かすものとなる。来年度の年金引き下げを中止し、憲法25条に基づくナショナル・ミニマム保障として、国民が安心できる年金制度となるよう改善を求める。

記

1. 2021年度の改定で、年金支給額を引き下げないこと。
2. 「マクロ経済スライド」は廃止すること。
3. 年金の隔月支給を国際基準の毎月支給に改めること。
4. 全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現すること。当面、基礎年金の国庫負担分3万3千円をすべての高齢者に支給すること。
5. 年金積立金の株式運用をやめ、年金保険料の軽減や年金給付の充実など被保険者・受給者のために運用すること。

以上、地方自治法第99条規定により、意見書を提出する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣。財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣

国への意見書④

介護保険制度の改善を求める意見書(案)

「利用料が1割から2割になり、訪問介護とデイケアの利用を半分に減らした。」「特養に入所できず、家族が仕事を辞めて介護」など、介護保険料・利用料負担による新たな介護困難や介護離職が広がっている。今回、新型コロナウイルスの影響による収入減少に対応する介護保険料の減免制度が作られた。原因を限定しない恒常的な制度とすることが求められる。

事業所は、介護報酬の大幅な引き下げにより、倒産・廃業する事業所が相次ぎ、地域の介護サービス基盤そのものを大きく揺るがしている。

介護現場では、職員を募集しても応募がなく、人手不足が常態化・深刻化している。原因は、介護職の給与が全産業平均と比べ月6.5万円低い水準であることや人手不足による過重労働にある。介護の担い手を外国人労働力に求めるという安直な方法ではなく、抜本的な処遇の改善こそ行うべきである。また、介護職員が利用者・家族から受けるパワハラ・セクハラが社会問題化し、厚労省も実態調査を開始するなど対策に乗り出した。セクハラやパワハラのリスクがある利用者へは、複数職員で訪問するなどの対応が必要である。介護職員の被害を防ぐためにも、国として対策マニュアルを作成するだけではなく、必要な予算措置を講ずべきである。

高齢化が進展する中で、介護保障の充実はすべての高齢者・国民の願いであることから、以下の改善を要望する。

1. 新たな給付削減・負担増方針は行わないこと。
 - ①訪問介護の回数による届出制限は中止すること。
 - ②現役並み所得者の利用料の3割負担実施を見直し、利用料は1割負担に戻すこと。
 - ③要介護1、2の生活援助サービスを引き続き介護保険で継続すること。
 - ④ケアプラン有料化、補足給付への要件追加、多床室室料の徴収、保険者機能強化推進交付金制度における「調整交付金」活用の方針は、撤回すること。
 - ⑤介護報酬の引き上げは、利用者負担増につながらない形で実施すること。
2. 特別養護老人ホームへの入所対象者を要介護1以上に戻すこと。補足給付における資産要件等を撤廃し、2014年法改正以前の要件に戻すこと。
3. 介護報酬を大幅に引き上げ、介護基盤の維持・向上に努めること。
4. 収入減少による介護保険料の減免について、原因を限定しない恒常的な国の制度とすること。
5. 現行の処遇改善加算の改善をはかるとともに、新たにすべての介護従事者を対象とした抜本的な処遇改善策を一般財源による交付金方式として実施すること。
6. 政府の責任で必要な財源を確保すること。社会保障費の削減を中止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣 宛

国への意見書⑤

18歳年度末までの医療費無料制度創設を求める意見書(案)

現在、子ども医療費助成制度をめぐり、愛知県内では入院・通院とも「中学校卒業まで無料」は53市町村(98%)であり、7市町村では入院・通院とも、19市町村は入院のみ「18歳年度末まで」拡大している。

厚労省の全国の実施状況調査でも、18歳年度末までの助成を行っている自治体は、入院で34%、通院で31%と、全国的にも増加している(2018年4月1日時点)。

このような現状を鑑みれば、18歳年度末までを対象とした医療費助成制度を国の責任で創設することは全国民的な願いである。

子ども医療費助成に関し、全国知事会など地方3団体も、全国一律の子ども医療費助成制度の創設を国に求めている。

子育て支援の観点から、国の責任で18歳年度末までの医療費無料制度創設を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣 宛

国への意見書⑥

障害者が安心して生活できる「暮らしの場」の整備を求める意見書(案)

「この子の為に病気になれない!」「この子と心中を考えたことも」と重度の障害の息子を持つ母親の声がきこえてくる。

母親は何度も手術し、もう介護も限界。

2018年に厚生労働省は国民の約7.4%:約936万6千人が障害者との推計が出され、障害者の高齢化も指摘されている。

障害者権利条約第十九条(a) 障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこと。

国は、居宅サービスはもちろん、グループホームや入所施設なども不足し、多くの障害者が親の介護に依存せざるをえない状況を改善する責務が権利条約上求められている。親に依存するのではなく、障害者が希望する支援を受け、自分らしく暮らせる状況を早期に実現するよう、下記の事項を強く要望する。

記

1. 障害者が24時間365日、安心して生活できる「暮らしの場」として、小規模多機能の入所施設、行動障害や重度心身障害対応のグループホーム、休日にも対応できる通所施設を設置すること。
2. 入所機能を備えた地域生活支援拠点を国の責任で整備すること。
3. 福祉職場の人材不足解消のために、加算方式ではなく基本報酬単価を大幅に引き上げること。
4. 前3項を実現するために、障害者関係予算を大幅に増額し、施策の重要な担い手になっている地方公共団体を財政的に支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣 宛

国への意見書⑦

新型コロナウイルス感染症にかかる 医療・介護・福祉・保育事業所等への支援強化求める意見書(案)

今回の新型コロナウイルスの感染拡大により、医療・介護・福祉・保育事業所の経営が悪化しており、スタッフの賃下げにつながる事例も起こっています。防護具の不足から感染への不安も増えています。医療や介護、福祉、保育は、大変公共性の高い分野であり、本来は事業所の運営や、安全・安心な職員体制、働く労働者の待遇の確保は国の責任で行われるべきです。医療・介護・福祉・保育スタッフが安心して働き続けられ、地域の医療・介護・福祉・保育施設の経営を守るために、公的な財政措置を含めた支援の強化をしていただくよう、下記の事項について国に要望します。

- 1、医療機関や介護・福祉・保育事業所に対し、新型コロナウイルス感染症に関する減収に対しての補填をしてください。医療機関や介護・福祉事業所が倒産・廃業にならないように、少なくとも前年の実績にもとづき診療報酬や介護報酬の概算払いをしてください。
- 2、今後、新型コロナウイルス感染症の再流行にそなえ、地域医療構想に基づく、公立・公的病院の病床の削減をせず、感染症病床を増床し確保してください。
- 3、介護事業所が「特例措置」を活用した場合、通常予定した利用料との差額は国費で補填し、利用抑制や実費負担増にならないようにしてください。
- 4、マスクや消毒用アルコール液など、標準予防策に必要な資材がすべての医療機関、介護・福祉・保育事業所に行き渡るようにしてください。また、安定的に確保・供給を図るため財政措置を強化してください。
- 5、医療介護福祉保育労働者のPCR検査を定期的に実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2020年 月 日

〇〇市町村議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣 宛

愛知県への意見書①

福祉医療制度を守り、拡充を求める意見書(案)

子ども医療費助成は、子育て支援の推進施策の大きな柱となっている。また、障害者医療費助成・精神障害者医療費助成や後期高齢者福祉医療費助成も、障害者や高齢期の医療を支える大切な施策となっている。これらの福祉医療制度はいずれも、愛知県民にとってかけがえの無い優れた制度である。

各市町村が今後も福祉医療制度が安定的に維持できるよう、愛知県の福祉医療制度の現行水準を存続するとともに、既に多くの市町村が独自に実施している子ども医療費助成の対象年齢の拡大、精神障害者医療費助成の対象拡大、ひとり暮らしの非課税高齢者の後期高齢者福祉医療費給付制度への適用など、愛知県の助成対象の拡充が求められている。

愛知県におかれでは、下記事項について措置を講ずるよう要望する。

記

1. 福祉医療制度(子ども、障害者、精神障害者、母子・父子家庭等、高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充すること。
2. 18歳年度末までの医療費無料制度を実施すること。
3. 精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げること。また、手帳1・2級を所持しない自立支援医療(精神通院)対象者を、精神障害者医療費助成の対象とすること。
4. 後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にすること。当面、ひとり暮らしの非課税高齢者など後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大すること。

以上

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先 愛知県知事 宛

愛知県への意見書②

市町村または愛知県の国民健康保険に事業費補助を求める意見書(案)

国の国民健康保険制度改革では、「所得水準が低い」「保険料負担が重い」など、国保の「構造的問題」を解決できるのかが焦点となっている。

しかしながら、愛知県は、県独自にこれら構造的問題を解消する役割を果たしてきた市町村国保への事業費補助金を2014年度から廃止した。この事業は、県の2013年度事務事業評価調査で「必要性は高い」「休廃止の影響は大きい」と評価されている。

また、国保運営の都道府県単位化にともない、保険者としての愛知県には、国保の構造的問題解消のために、一層大きな役割が求められる。

したがって、愛知県におかれでは、下記事項について措置を講ずるよう強く要望する。

記

市町村または愛知県の国民健康保険に県の事業費補助を行うこと。

以上

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先 愛知県知事 宛

愛知県への意見書③

新型コロナウイルス感染症にかかる 医療・介護・福祉・保育事業所等への支援強化求める意見書(案)

今回の新型コロナウイルスの感染拡大により、医療・介護・福祉・保育事業所の経営が悪化しており、スタッフの賃下げにつながる事例も起こっています。防護具の不足から感染への不安も増えています。医療や介護、福祉、保育は、大変公共性の高い分野であり、本来は事業所の運営や、安全・安心な職員体制、働く労働者の処遇の確保は国や県の責任で行われるべきです。医療・介護・福祉・保育スタッフが安心して働き続けられ、地域の医療・介護・福祉・保育施設の経営を守るために、公的な財政措置を含めた支援の強化をしていただくよう、下記の事項について愛知県に要望する。

- 1、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた県内すべての医療機関を対象に、通常収益の減少分、およびPCR検査の実施、発熱外来や帰国者・接触者外来の開設、医師・看護師等の専属スタッフの確保、危険手当等を支援してください。
- 2、県内すべての医療機関を対象に、新型コロナウイルス感染症に伴って受診抑制などで生じた通常収益の減少分、および感染対策への対応に伴って支出した新たな費用の増加分に対して支援を強めてください。
- 3、県内すべての介護事業所や社会福祉施設が、事業を継続し雇用を確保するために実績払いの補助金や利用料等について、県が減収分を補填してください。また、感染予防・感染対応等に係る費用の増大分に対して支援してください。
- 4、地域医療構想に基づく、公立・公的病院の病床の削減をせず、感染症病床を増床し確保してください。また、マスクや消毒用アルコール液など、標準予防策に必要な資材がすべての医療機関、在宅・介護事業所に行き渡るようにしてください。また、安定的に確保・供給を図るため財政措置を強化してください。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町議会

提出先 愛知県知事 宛